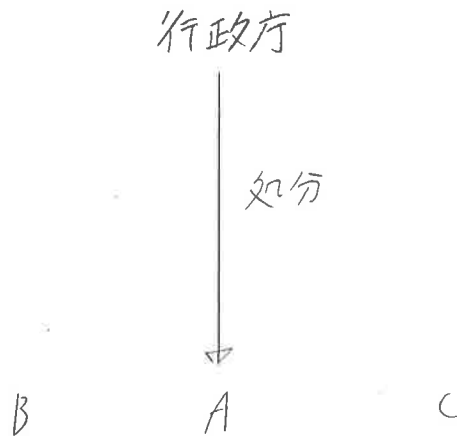


2023向け
那覇本校公務員講座
生クラス

行政法
板書⑥

P160 ④ 不服申立資格

→ 誰が不服申立てできるかの問題



Aに対する処分に対し不服申立てできるのはAのみか、それとも処分の対象となっていないBやCも不服申立てできるのか
 処分の対象とならぬAに不服かつけぬは不服申立てを認める必要がないようにも思える

そこで誰が不服申立てできるかが問題となる



これについては「当事者能力」と「当事者資格」の2つから考える

テープコード

--	--	--

(1) 当事者能力

→ 一般的な資格

||
 そもそも誰かできるかの問題

↓

未成年者・外国人・成年被後見人、在監者・

法人・法人ではない団体…

から選り出すための基準

↓

自然人・法人に当事者能力が認められる

c.f. 法人ではない団体も一定の場合

には認められる

(2) 当事者適格

→ 不服申立てを行う実際の当事者となる資格
(個別・具体的資格)

||

自然人・法人・法人ではない団体は
 一世の中に複数存在する

自然人ABC…

法人XYZ…

法人ではない団体甲乙丙…

その中から選り出すための基準

テーブルコード

--	--	--

↓
行政不服審査法2条は「行政庁の処分不服がある者」と規定

↓
ただし不服があれば誰でもできるわけではない
この点につき判例は審査請求をすることについて
法律上の利益を有する者だけが当事者
適格を有するとする

↓
しかしこれでもまだ抽象的
そこで判例はさらに具体化し「当該処分により
自己の権利もしくは法律上保護された利益を
侵害されまたは必然的に侵害されるおそれ
のある者」とする(主婦連ジュース事件)

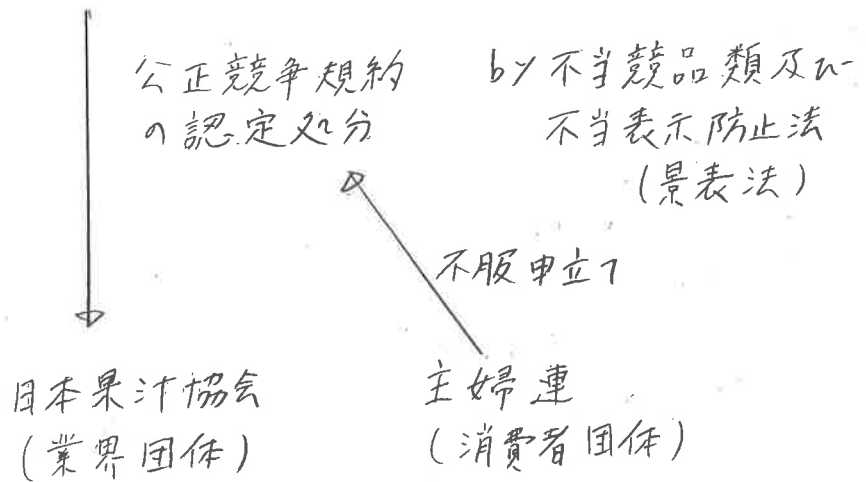
テープコード

--	--	--

p161

※ 主婦連ジュース事件

処分片 (公正取引委員会)



(判例) 不服申立てを行うことができる者 (= 当事者適格に有する者) とは当該処分について不服申立てをする法律上の利益を有する者。すなわち当該処分により自己の権利もしくは法律上保護された利益を侵害されまたは必然的に侵害されるおそれがある者という

↓

では主婦連という消費者団体はどうか?
これについては処分への根拠となった景表法という根拠法が行政庁に処分権限を付与するに制限した目的から考へる

テープコード

--	--	--

処分の根拠法が 行政庁に
処分権限を付与、制限した目的

第三者も含めて 私人の
利益保護 を目的と
している



第三者はこの法律に
よって保護された利益
を有しておりその法律
による処分に対する不
服申立てを行うことが
できる者となる
(当事者適格肯定)

私人の利益保護では
なく行政の適正確保
・公正な取引確保・犯
罪等社会的危険の防
止といった 公益の実
現 を目的としている場
合



第三者はその法律に
よって保護された利益
を有しおらず、その法
律による処分に対する
不服申立てを行うこと
ができる者とはならぬ
(当事者適格否定)

例: この場合 第三者が
この法律において何らか
の利益を受けたとして
も、それは公益実現
の結果として生じた
反射的ないし事実的
利益にすぎない

テープコード

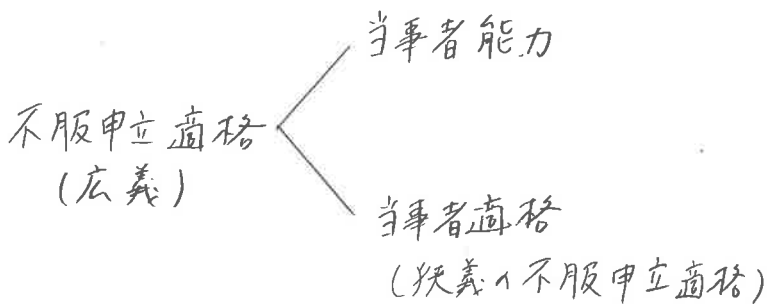
--	--	--

→ 景表法目的 = 商品に関連する不当な景品・表示
 (判例) を防止し、公正な競争を確保
 するもの、公益の実現 (= 前ページの
 右のライン)
 よって処分の相手方以外の第三者
 (主婦連) については当事者適格
 否定

※ 判例結論追加

「よって一般消費者は本件処分の不服申立て
 につき法律上の利益を有しておらず当事
 者適格(不服申立適格(狭義))は認め
 られない

cf. 不服申立適格・当事者能力・当事者適格



テーブルコード

--	--	--

P161 ⑤ (1) 処分についての不服申立て

→ 再調査の請求を行わない審査請求

(原則) 処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内、
知らなくても処分があった日の翌日から起算して1年以内に審査請求をしなければなりません。

(例外) 正当な理由があれば上記期間経過後でも可

→ 再調査の請求を行った場合の審査請求

(原則) 決定があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内、
知らなくても決定があった日の翌日から起算して1年以内に審査請求をしなければなりません。

(例外) 正当な理由があれば上記期間経過後でも可

テーブルコード

--	--	--

cf1. 再調査の請求の期間制限

(原則) 知分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内、
知らなくても知分があった日の翌日から起算して1年以内に再調査の請求をしなければならぬ

(例外) 正当な理由があれば上記期間経過後でも可

cf2. 再審査請求の期間制限

(原則) 裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内、
知らなくても裁決があった日の翌日から起算して1年以内に再審査請求をしなければならぬ。

(例外) 正当な理由があれば上記期間経過後でも可

テープコード

--	--	--

p165 欄外 「参加人」

13条1項 「利害関係人（審査請求人以外の者であつて審査請求に係る処分又は不作為に係る処分の根拠となる法令に照らし当該処分につき利害関係を有するものと認めらるる者という。以下同じ。）は、審理員の許可を得て、当該審査請求に参加することができる。」

2項 「審理員は、必要があると認める場合には、利害関係人に対し、当該審査請求に参加することを求めることができる。」

→ 以上の規定により審査請求に参加する利害関係人を「参加人」という

cf. 不利益処分 — 聴聞手続

「参加人」

テキスト P126 (c)

テープコード

--	--	--

P166 (2) ② 職権探知主義

ex 処分庁

防火設備の不備を理由に
営業不許可処分

↓
私人

→ 私人は設備は備わっている
として不服申立て(審査請求)

↓
このとき審査庁は防火設備
ではなく、私人が申立て
ている、例えば衛生面の
事実を取り上げて審理・判
断することも可能(判例)

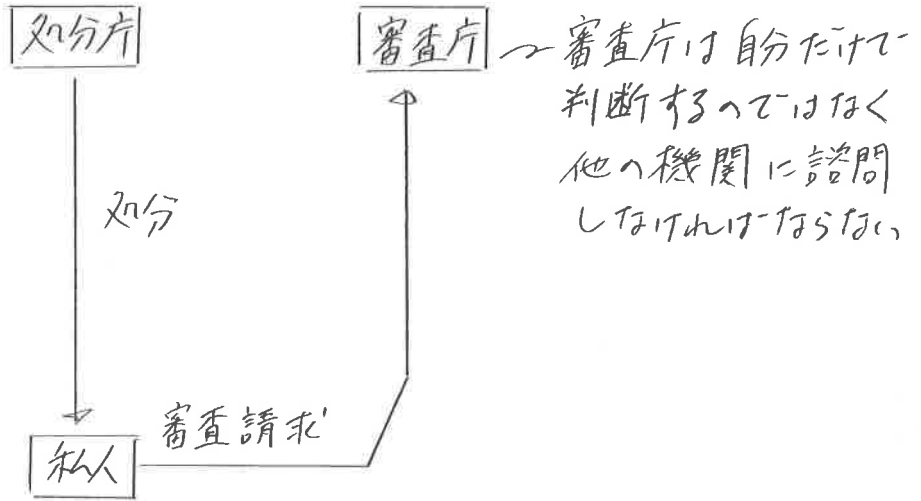
||

職権探知主義を肯定

テープコード

--	--	--

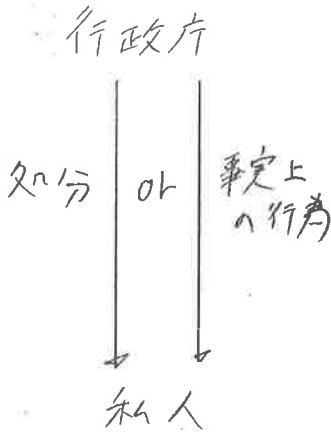
P169 ⑤ 行政不服審査会等への諮問手続



テープコード

--	--	--

P172 (3) 認容裁決・決定



← 審査請求・再調査の請求
がなされ 認容裁決・決
定が下された

||

「おかしい」という私人の申
立てに「その通り」と認める
ということ



おかしいから その処
分、事実上の行為をその
まま残すわけにはいか
ない

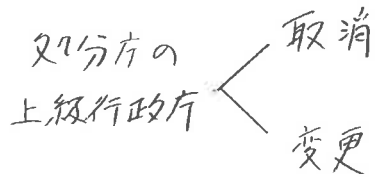
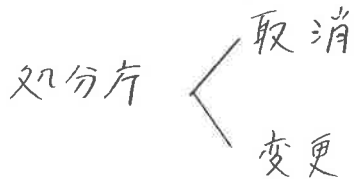


そこで その処分、事実上の
行為につき 取消・撤廃・
変更 etc を行う

テープコード

--	--	--

→ 処分の場合

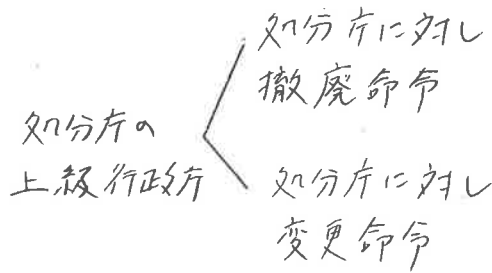
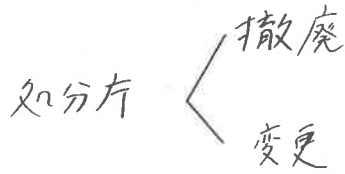


処分片の上級行政庁
では無い行政庁 — 取消

テープコード

--	--	--

→ 事実上の行為の場合

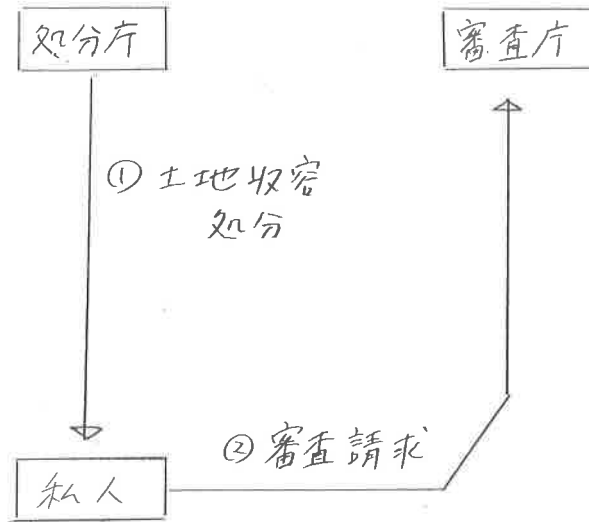


処分の上級行政ではない行政
 処分に対し撤廃命令

テーブルコード

--	--	--

P172 ② 事情裁決



→ 審査請求を行った私人の言い分に理由があった(=土地収容処分が違法・不当) ため本来なら私人の勝ちとする認容裁決を行い、土地収容処分の取消をねが

↓
しかし収容した土地を使い道路が完成していた

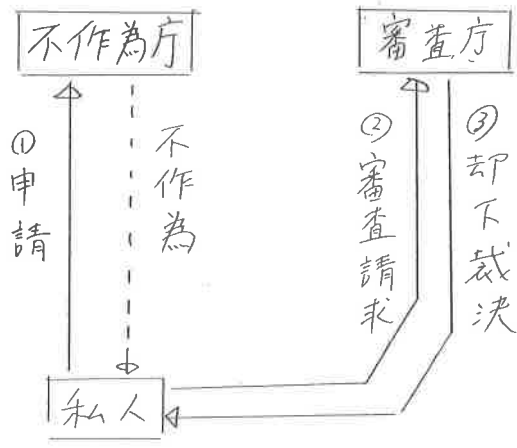
このとき土地収容処分を取消すと折角作った道路を壊れし土地を私人に戻すわけは不要となる

↓
これではもったいない
そこでこのような場合に与えられるのが事情裁決という裁決

テーブルコード

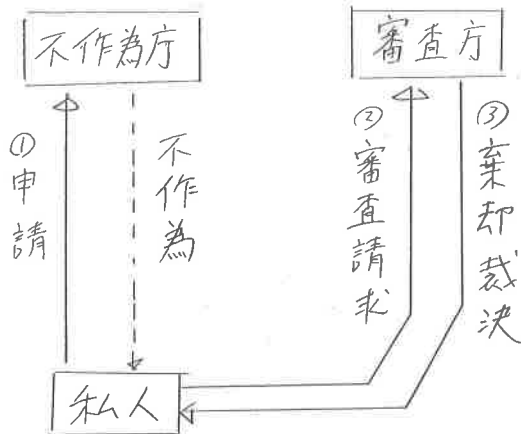
--	--	--

P173 (4) ① 前半



= 審査請求の要件 (P159) を欠いた
 審査請求が不適法な場合に
 行われる裁決
 ※ 私人の言い分については
 判断しない

① 後半

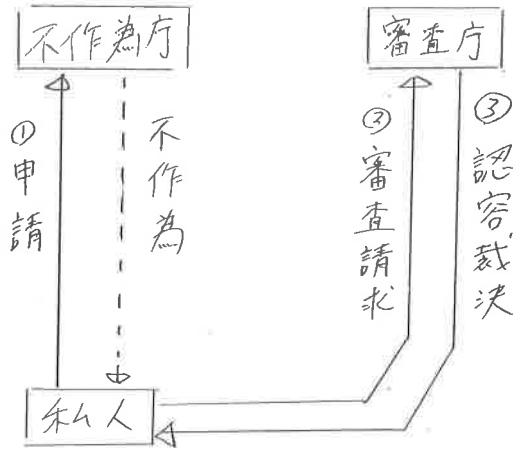


= 不作為は違法、不当ではない
 く、私人の審査請求には理
 由がないとする裁決
 ||
 私人の負けとする裁決

テープコード

--	--	--

P173 (4) ②



不作為が違法又は不当
 であり、私人の審査請求
 には理由があるとする裁決
 私人の勝ちとする裁決

↓
 当該不作為が違法、不当
 である旨を宣言

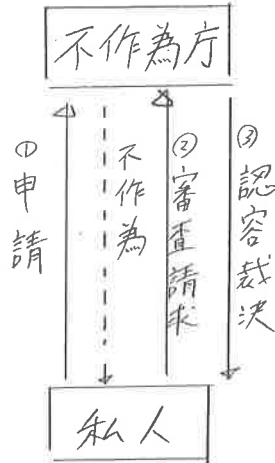
↓
 その後の処理

→ 審査庁が不作為庁の
 上級行政府であり申請
 に対して一定の処分をすべ
 きものと認めるときは不
 作為庁に対してその処分を
 すべし旨を命じる
 (テキスト②最初の黒丸)

テープコード

--	--	--

→ 不作為庁自身から審査
庁の場合



不作為庁自身から自分の
不作為は違法・不
当と認める裁決

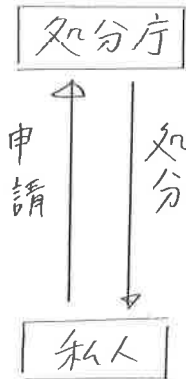
↓
不作為庁は申請
に対して一定の処分
をすべきものと認め
るとしてその処分を
する

(行政手続法第28条の2第1項)

テーブルコード

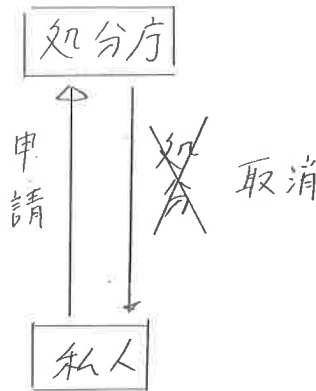
--	--	--

P175 (3) ② 効果



この処分につき審査請求が
 行われ、それにつき認容
 裁決が出てこの処分が
 取消された

||

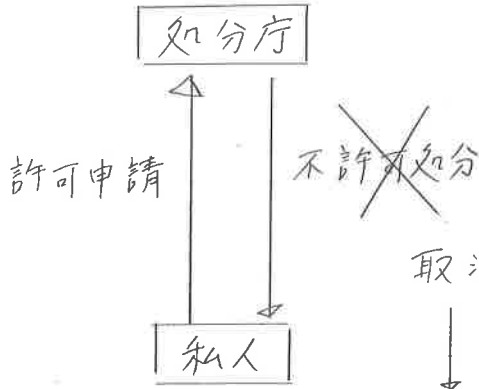


→ 処分庁は改めて申請に
 対応 処分をしなければ
 ならない
 ただし
 申請通りにそれを認める
 処分で行くてもよい

||

テーブルコード

--	--	--

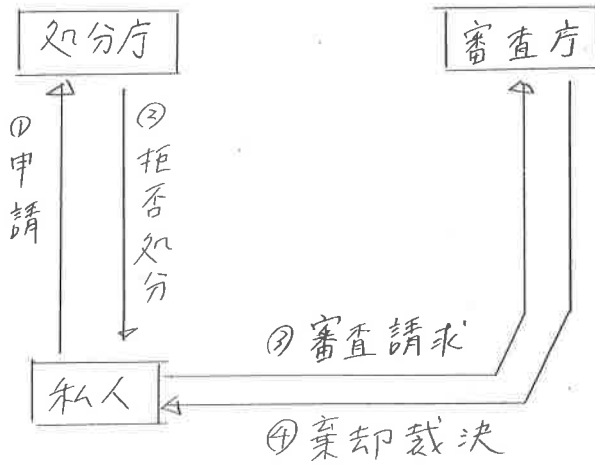


不許可処分が取り消された
からといって申請通りに許可
しなければならないわけでは
ない
別の理由で不許可処分として
もいい

テーブルコード

--	--	--

p175 (3) ③ 範囲



||

私人の審査請求に理由がない
言い分が正しくない

才たわち

私人の負けで処分庁の方が正しい
ということだが、このとき
処分庁は自分が行った拒否
処分を職権で取消すことが
できる (=棄却裁決には拘束
力が生じない)

※ 審査庁が処分庁以外の
場合を前提

テーブルコード

--	--	--

9/77 [3] (1) ① 不服申立書の提出

知分庁

審査庁

知分 → 知分庁が不服申立てに
ついての教示を行わな
かった
(本来はら審査庁を教示
すべきであった)

↓
私人

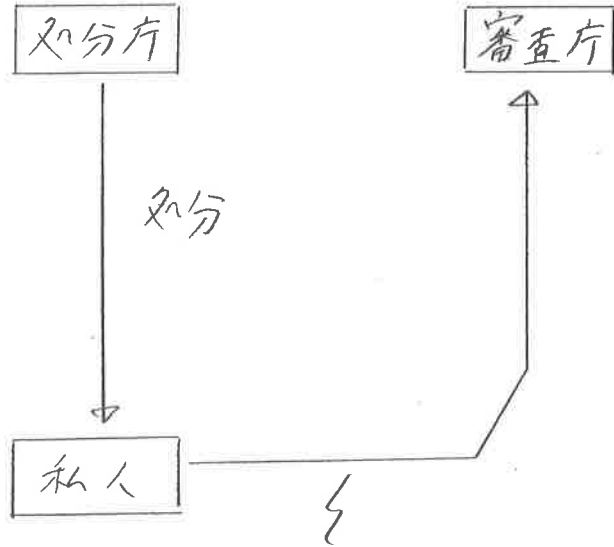
→ 私人は当該行政庁に不服申立
書を提出できる

↓
当初から審査庁に審査請求が
されたものとみなされる

テープコード

--	--	--

1178 (2) ① 審査請求ができてない処分につき審査請求
ができてると教示した場合



審査請求できてない、よって本来
はら裁判所のルールをいくへ
き、すなわち裁判を起すべき
だったのに審査請求できると教
えられたため、それを信じて審
査請求を行った

↓
その結果、裁判を起すべき
期間を経過してしまった

①、裁判についても期間制限
がある(出訴期間という)

テープコード

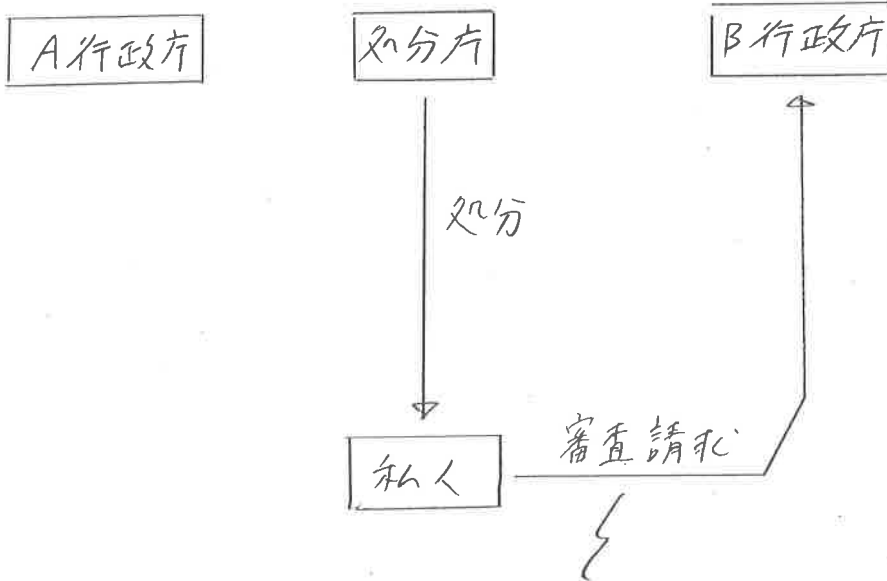
--	--	--

→ 審査請求に対して却下裁決が
下りぬる
他方
出訴期間については起算日を
遅らせる

テープコード

--	--	--

P178 ② 審査請求をすることができる処分につき誤った行政庁を教示した場合



本来 A 行政庁に審査請求できると教示すべきに誤り B 行政庁に審査請求できると教示してしまった

↓
その結果 私人はそれを信じて B 行政庁に審査請求を行った

テープコード

--	--	--

→ B行政庁は すみやかに 本来へ審査庁
と訂正し A行政庁に 審査請求書
を送付し かつ その旨を 私人に通知
し 訂正し 訂正しない

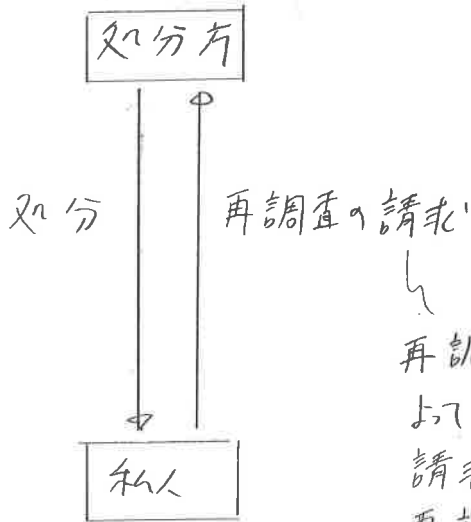


その結果 当初から A行政庁に審
査請求がされたものとみなされる

テーブルコード

--	--	--

P178 ③ 再調査の請求ができていないのに再調査の請求ができて旨を教示した場合



審査庁

再調査の請求ができてお
よぶ本来審査庁への審査
請求を教示するべきところ、
再調査の請求ができて
と教示したためそれを信
じた私人が再調査の請
求を行った

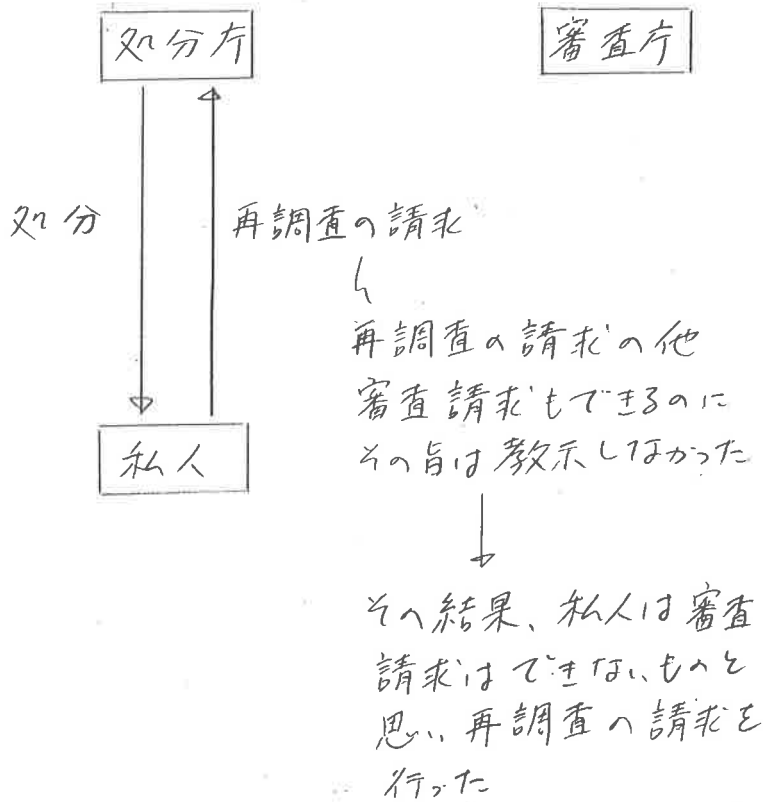
→ 知分庁はすみやかに再調査の
請求書を審査庁に送付し、かつ
その旨を私人に通知しなくては
ならない

↓
その結果当初から審査庁に審
査請求がされたものとみ取さ
れる

テープコード

--	--	--

P179 ④ 再調査の請求からできる処分につき誤って審査請求からできる旨を教示したかった場合



→ 私人の甲立てがあれば、処分庁はすみやかに再調査の請求書を審査庁に送付し、かつその旨を私人に通知しなければならぬ

その結果、審査請求は当初

テープコード

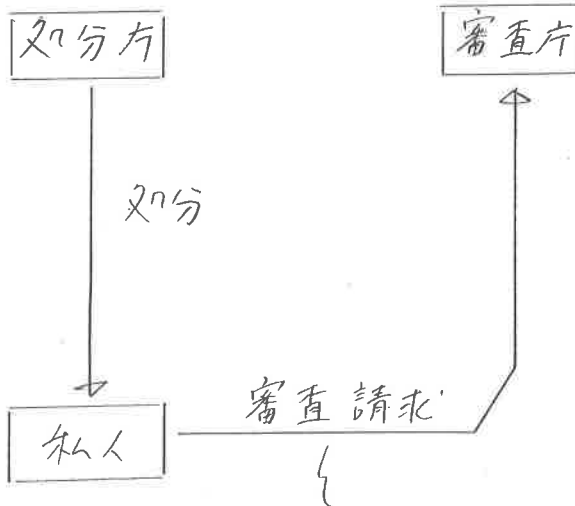
--	--	--

から適法にされたものと見な
される

テープコード

--	--	--

P179 ⑤ 再調査の請求ができては処分につき誤り再調査の請求ができては旨も教示しなかった場合



審査請求の他再調査の請求もできるのにその旨は教示しなかった

その結果、私人は再調査の請求はできないものと思い審査請求を行った

→ 私人の申立てがあれば審査庁はすみやかに審査請求書も処分

テーブルコード

--	--	--

府に送付し、かつ私人に通知し
なければならぬ



その結果、再調査の請求は当初
から適法に行されたものとみな
される

テープコード

--	--	--

